

平成30年9月21日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利一郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 関 本 美樹子

〃 後 藤 誠 司

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議会案第12号 主要農作物種子法の復活を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 主要農作物種子法の復活を求める意見書

稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務づけた「旧主要農作物種子法」は、都道府県が開発した優秀な種子を「奨励品種」と定め、生産者に提供することで、安定的な食料供給はもちろんのこと、過度な民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきた。

同法は都道府県における種子生産の根拠であり、同法の廃止は安価で良質な種子の安定供給を後退しかねない。

農林水産省は、種子供給に必要な地方交付税は今後も確保するとするものの、法の後ろ盾がなくなる以上、将来に向けて供給体制が守られる保証はない。

政府は、農業競争力強化支援法に基づき、都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示しているが、種子開発が民間企業に独占された場合、品種の淘汰・単一化、種子価格の高騰、特許料の支払いや海外への知見流出などが懸念され、また、外資系の会社の参入に伴う遺伝子組み換え品種の生産など、食の安全・安心が脅かされることも危惧され、消費者へ大きな影響を及ぼすおそれがある。地域ごとに気候や土壌の性質の違いなどの環境が異なることから、公立研究機関がそれぞれの地域に適した品種の開発や食の根幹である種子の生産、安定供給を支えてきた旧主要農作物種子法の役割は、現在においても全く失われておらず、これらの体制が揺らぐことがあってはならない。

一方、全国的な動きとしては、新潟県、埼玉県、兵庫県において独自の条例が4月1日から施行された。また、主要農作物種子法廃止に係る意見書を提出した長野県議会・愛知県議会を初め、同様の意見書が64市町村議会で採択されており、食料主権の観点から日本の種子を保全するため、積極的な施策の実施が必要である。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 食料主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、「旧主要農作物種子法」の趣旨を盛り込んだ新たな立法を行うこと。
- 2 参議院農林水産委員会の附帯決議に基づき「都道府県での財源確保」、「種子の国外流失禁止」、「種子独占の弊害の防止」などに万全を期すこと。

- 3 都道府県等が有する種苗生産の知見について民間企業への提供促進を規定した「農業競争力強化支援法第8条第4項」を削除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

福島県喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
農林水産大臣	齋藤 健	殿